

令和8年度

教育委員会定例会
(6月)

令和8年6月11日(木)

鹿屋市教育委員会

会 議 日 程

日 時 令和 8 年 6 月 11 日（木） 午後 3 時
場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

- (1) 議案第 4 号 令和 8 年度鹿屋市一般会計補正予算について (P 2)
- (2) 議案第 5 号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について (P 9)
- (3) 議案第 6 号 鹿屋市教育委員会組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する
訓令の制定について (P 22)
- (4) 議案第 7 号 鹿屋市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (P 40)
- (5) 議案第 8 号 鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について (P 42)
- (6) 議案第 9 号 鹿屋市立図書館協議会委員の任命について (P 44)

5 報 告

- (1) 鹿屋市教育委員会職員採用試験委員会要領及び鹿屋市教育振興基本計画
検討委員会設置要領の一部改正について (P 46)
- (2) 鹿屋市教育委員会組織の変更に伴う関係例規の整備について（市長部局関係） (P 48)
- (3) 鹿屋女子高等学校 第 69 回体育祭の開催について (P 49)
- (4) 鹿屋女子高等学校【文芸部】県高校小倉百人一首かるた選手権大会
初出場 3 位入賞について (P 50)
- (5) 令和 8 年度鹿屋市青少年育成市民会議総会・研修会について (P 51)

6 動議の討論等

7 その他

- ・夏の青少年育成事業について（市子連、JC、市民会議）

8 閉 会

議案第 4 号

令和 8 年度鹿屋市一般会計補正予算について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第 2 号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野健作

(別 紙)

(提案理由)

令和 8 年度鹿屋市一般会計補正予算（第 1 号）のうち教育委員会の所管に係る分について、議会に提出したいので、本案を提出するものである。

令和8年度6月補正予算（案）の概要（主なもの）

【教育総務課】

歳 出		歳 入
1 小学校施設大規模改造事業		
	補正額 5,258千円	
(1) 補正理由	国が、避難所となる学校体育館の空調化推進を図っていることから、避難所の空調整備に向けて、設計委託を実施するもの	
(2) 内容		
設計委託料の増額 5,258 ・ 吾平小学校体育館の空調設備設置		
		財源：一般財源

【学校教育課】

歳 出		歳 入
1 グローカル教育推進事業		
	補正額 2,943千円	
(1) 補正理由	児童・生徒の台湾派遣人数を増やし、国際理解を深める機会の充実を図るため増額するもの	
(2) 内容		
旅費（特別旅費）の増額 1,472 委託料（派遣に伴う業務委託）の増額 1,387 負担金（引率者費用） 84		
		財源：一般財源
2 かのや授業力向上事業		
	補正額 10,308千円	
(1) 補正理由	「科学の祭典補助金」及び「次世代型校務支援システム使用料」の予算を増額するもの	
(2) 内容		
・ 科学の祭典補助金補助金の増額 300 ・ 次世代型校務支援システム使用料の増額 10,008		
		財源：一般財源

3 中学校部活動地域展開推進事業		
	補正額 150千円	
(1) 補正理由	中学校の部活動の地域展開を進めるにあたり、市が登録した指導者を派遣する必要があることから、鹿屋体育大学の知見を活かした研修システムを構築するため増額するもの	
(2) 内容	委託料（事業委託）の増額 150	財源：一般財源
4 南部学校給食センター施設整備事業		
	補正額 143,772千円	
(1) 補正理由	「南部学校給食センターの中・長期修繕計画」に基づき空調設備の改修を行うため増額するもの	
(2) 内容	工事請負費の増額 143,772	財源：国庫補助 4,991千円 地方債 105,400千円 ふるさと鹿屋応援基金 20,000千円 一般財源 13,381千円

【学校教育課看護専門学校】

歳 出		歳 入
1 教育施設整備経費（鹿屋）		
	補正額 1,544千円	
(1) 補正理由	学生教育環境の充実を図るために、教室に大型液晶モニターを設置し、視覚的に授業を行う。	
(2) 内容	備品購入費の増額 1,544	財源：一般財源
	大型液晶モニター4台（65型）	

【学校教育課鹿屋女子高等学校】

歳 出		歳 入
1 高等学校施設整備事業		
	補正額 7,232千円	
(1) 補正理由	体育館の照明をLED化するために増額補正するもの	
(2) 内容	公有財産購入費（家屋購入費）の増額 7,232	財源：一般財源・市債（脱炭素化推進事業）

【生涯学習課】

歳 出		歳 入	
1 家庭教育支援事業			
補正額 524千円			
(1) 補正理由 10月に家庭教育講演会を開催するため増額するもの			
(2) 内容			
報償費の増額	11		
委託料の増額	513	財源：一般財源	
2 人権教育啓発活動促進事業			
補正額 527千円			
(1) 補正理由 人権週間に伴い、12月に開催する人権問題講演会の開催及び人権標語・ポスターコンテストに係る費用を増額するもの			
(2) 内容			
報償費（報償金、報償品）の増額	24		
旅費の増額	4		
需用費の増額	132		
委託料の増額	367	財源：一般財源	
3 青少年の健全育成に関する事業			
補正額 334千円			
(1) 補正理由 KANoyACSの理論と、具体的な実践をそれぞれ「理論編」「実践編」として冊子にまとめ、概要を記した概要版をリーフレットとして作成し関係者へ配付することで、本市関係者の理解促進及び県内外関係者への広報周知を図る。			
(2) 内容			
需要費の増額	334	財源：一般財源	
4 文化のまち魅力アップ事業			
補正額 537千円			
(1) 補正理由 かのやふるさと検定を開催し、ふるさとである鹿屋の魅力を再発見するとともに、次代へ歴史・文化を継承し、ふるさとを誇れる人材を育成する。			
(2) 内容			
需用費の増額	6		
役務費の増額	49		
委託料の増額	482	財源：一般財源	

5 公民館各種講座経費		
	補正額 1,928千円 (1) 補正理由 ふるさと共創基金を活用し、全国的に著名な講師による講演会を実施することで、鹿屋市民の生涯学習への関心を高め、社会生活を営む上での知識、技能の向上や地域社会・経済を担う人材を育成（人づくりにつなげる）するもの (2) 内容 需用費（消耗品、印刷製本費）の増額 186 委託料（事業委託、警備）の増額 1,742	財源：ふるさと共創基金
6 公民館等施設整備事業		
	補正額 2,099千円 (1) 補正理由 東地区学習センター空調機及び串良公民館別館スピーカーの故障により、修繕費、備品購入費を増額するもの (2) 内容 需用費（空調機修繕費）の増額 1,486 備品購入費（スピーカー購入）の増額 613	財源：一般財源
7 芸術文化学習プラザ施設整備事業		
	補正額 1,855千円 (1) 補正理由 経年による不具合や性能的劣化がみられるリナシアター機器更新を行うもの ・シネマプロセッサ ・サラウンド・アンプ (2) 内容 修繕料の増額 1,855	財源：一般財源
8 鹿屋寺子屋事業		
	補正額 358千円 (1) 補正理由 寺子屋事業の持続・拡充に向け寺子屋シンポジウムを開催し、指導者の意識の向上や担い手確保・育成を図るとともに、町内会や学校等への周知により新規開拓や参加児童増を図る。 (2) 内容 需用費（消耗品費）の増額 18 役務費（切手外）の増額 6 委託料（事業委託）の増額 334	財源：一般財源

9 文化会館施設整備に要する事業		
	補正額 1,420千円 (1) 補正理由 文化会館の適正な管理運営を目的とし、経年劣化等による不具合を解消するため、増額補正するもの ・消防設備（誘導灯、蓄電池、感知器等） ・4階調光用変電室換気扇 ・空調機外気取入用フィルター ・浄化槽ブロアー (2) 内容 修繕料の増額	1,420 財源：一般財源
10 文化会館長寿命化事業		
	補正額 6,933千円 (1) 補正理由 文化会館の長寿命化を図るため、令和9～10年度に施工予定のトイレ改修など12件の工事について設計委託を行うもの (2) 内容 委託料の増額	6,933 財源：調整交付金基金
11 読書活動推進事業		
	補正額 622千円 (1) 補正理由 ブックフェスタを開催することにより、読書の魅力を再提示し、多様な学びの機会を提供する。 (2) 内容 委託料の増額	622 財源：一般財源

【生涯学習課文化財センター】

歳 出		歳 入
1 ふるさとの文化で繋ぐまちづくり事業		
補正額 867千円		
(1) 補正理由		
文化財体験活動を実施することにより ふるさとに誇りと愛着の持てる人づくり を目指すため増額補正するもの		
(2) 内容		
報償費(報償金)の増額	15	
需用費(印刷製本費)の増額	330	
役務費(保険料)の増額	2	
委託料の増額	422	
使用料及び賃借料の増額	98	財源：一般財源

2 岡崎古墳群整備事業

補正額 2,060千円

(1) 補正理由

国指定を目指すために検討委員会の開催や地中レーダ探査結果を受けた確認調査等必要な事業経費について増額補正するもの

(2) 内容

報償費(報償金)の増額 622

旅費の増額 120

使用料及び賃借料の増額 1,318

財源：一般財源

議案第 5 号

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市教育委員会組織の変更に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則（案）

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

（事務局の組織）

第25条 事務局に教育部を置く。

2 教育部に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。

左欄	右欄
教育総務課	管理係
	施設係
学校教育課	学務係
	学校教育係
	教職員係
	保健給食係
生涯学習課	文化振興係
	社会教育係
	生涯学習係
	文化財センター

3 前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、特定事項を処理させるため、鹿屋市青少年育成センターを生涯学習課内に置く。

第28条中「管理調整係」を「管理係」に改める。

第38条（見出しを含む。）中「教育次長」を「部長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年7月3日から施行する。

（読替え）

2 第1条の規定による改正後の鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表右欄に掲げる職に補されたものとする。

左欄	右欄
教育次長	教育部長
教育総務課長	教育部教育総務課長
教育総務課長補佐	教育部教育総務課長補佐
教育総務課主幹兼管理調整係長	教育部教育総務課主幹兼管理係長
教育総務課施設係長	教育部教育総務課施設係長
教育総務課主査	教育部教育総務課主査
教育総務課主任主事	教育部教育総務課主任主事
教育総務課主事	教育部教育総務課主事
教育総務課主事補	教育部教育総務課主事補
学校教育課長	教育部学校教育課長
学校教育課長補佐	教育部学校教育課長補佐
学校教育課主幹兼学務係長	教育部学校教育課主幹兼学務係長
学校教育課主幹兼学校教育係長	教育部学校教育課主幹兼学校教育係長
学校教育課主幹兼教職員係長	教育部学校教育課主幹兼教職員係長
学校教育課主幹兼保健給食係長	教育部学校教育課主幹兼保健給食係長
学校教育課主幹	教育部学校教育課主幹
学校教育課主幹兼南部学校給食センター所長	教育部学校教育課主幹兼南部学校給食センター所長
学校教育課主幹兼北部学校給食センター所長	教育部学校教育課主幹兼北部学校給食センター所長
学校教育課主幹兼北部学校給食センター次長	教育部学校教育課主幹兼北部学校給食センター次長
学校教育課主幹兼吾平学校給食センター所長	教育部学校教育課主幹兼吾平学校給食センター所長
教育委員会事務局主幹兼学校教育課吾平学校給食センター次長	教育委員会事務局主幹兼教育部学校教育課吾平学校給食センター次長

学校教育課主幹兼看護専門学校事務長	教育部学校教育課主幹兼看護専門学校事務長
学校教育課看護専門学校副校長	教育部学校教育課看護専門学校副校長
学校教育課主幹兼鹿屋女子高等学校事務長	教育部学校教育課主幹兼鹿屋女子高等学校事務長
学校教育課主査	教育部学校教育課主査
学校教育課主査兼指導主事	教育部学校教育課主査兼指導主事
学校教育課指導主事	教育部学校教育課指導主事
学校教育課南部学校給食センター一次長	教育部学校教育課南部学校給食センター一次長
学校教育課南部学校給食センター主査	教育部学校教育課南部学校給食センター主査
学校教育課看護専門学校主査	教育部学校教育課看護専門学校主査
学校教育課看護専門学校教務主任	教育部学校教育課看護専門学校教務主任
学校教育課看護専門学校主査兼専任教員	教育部学校教育課看護専門学校主査兼専任教員
学校教育課鹿屋女子高等学校次長	教育部学校教育課鹿屋女子高等学校次長
学校教育課鹿屋小学校主査	教育部学校教育課鹿屋小学校主査
学校教育課寿北小学校主査	教育部学校教育課寿北小学校主査
学校教育課西原台小学校主査	教育部学校教育課西原台小学校主査
学校教育課串良小学校主査兼串良中学校主査	教育部学校教育課串良小学校主査兼串良中学校主査
学校教育課鹿屋中学校主査	教育部学校教育課鹿屋中学校主査
学校教育課第一鹿屋中学校主査	教育部学校教育課第一鹿屋中学校主査
学校教育課主任主事	教育部学校教育課主任主事

学校教育課北部学校給食センター主任主事	教育部学校教育課北部学校給食センター主任主事
学校教育課吾平学校給食センター給食主任主事	教育部学校教育課吾平学校給食センター給食主任主事
学校教育課看護専門学校専任教員	教育部学校教育課看護専門学校専任教員
学校教育課鹿屋女子高等学校主任主事	教育部学校教育課鹿屋女子高等学校主任主事
学校教育課笠野原小学校主任主事	教育部学校教育課笠野原小学校主任主事
学校教育課田崎中学校主任主事	教育部学校教育課田崎中学校主任主事
学校教育課主事	教育部学校教育課主事
学校教育課主事補	教育部学校教育課主事補
生涯学習課長	教育部生涯学習課長
生涯学習課長補佐	教育部生涯学習課長補佐
生涯学習課主幹兼社会教育係長	教育部生涯学習課主幹兼社会教育係長
生涯学習課主幹兼中央公民館長兼生涯学習係長	教育部生涯学習課主幹兼中央公民館長兼生涯学習係長
生涯学習課主幹兼文化財センター所長	教育部生涯学習課主幹兼文化財センター所長
生涯学習課主幹兼文化財センター次長	教育部生涯学習課主幹兼文化財センター次長
生涯学習課主幹兼高須地区学習センター館長	教育部生涯学習課主幹兼高須地区学習センター館長
生涯学習課主幹兼吾平振興会館館長	教育部生涯学習課主幹兼吾平振興会館館長
生涯学習課文化振興係長	教育部生涯学習課文化振興係長

生涯学習課主査	教育部生涯学習課主査
生涯学習課文化財センター主査	教育部生涯学習課文化財センター主査
生涯学習課田崎地区学習センター館長	教育部生涯学習課田崎地区学習センター館長
生涯学習課串良公民館館長	教育部生涯学習課串良公民館館長
生涯学習課串良公民館細山田分館館長	教育部生涯学習課串良公民館細山田分館館長
生涯学習課主任主事	教育部生涯学習課主任主事
生涯学習課主事	教育部生涯学習課主事
生涯学習課文化財センター主事	教育部生涯学習課文化財センター主事
生涯学習課主事補	教育部生涯学習課主事補

(鹿屋市文化会館条例施行規則の一部改正)

- 3 鹿屋市文化会館条例施行規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第6号様式から別記第8号様式まで中「教育次長」を「教育部長」に改める。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前																																												
○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号 (事務局の組織) 第25条 <u>事務局に教育部を置く。</u> <u>2 教育部に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。</u> <table> <tr> <th><u>左欄</u></th><th><u>右欄</u></th></tr> <tr> <td><u>教育総務課</u></td><td><u>管理係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>施設係</u></td></tr> <tr> <td><u>学校教育課</u></td><td><u>学務係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>学校教育係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>教職員係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>保健給食係</u></td></tr> <tr> <td><u>生涯学習課</u></td><td><u>文化振興係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>社会教育係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>生涯学習係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>文化財センター</u></td></tr> </table> <u>3 前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、特定事項を処理させるため、鹿屋市青少年育成センターを生涯学習課内に置く。</u> (教育総務課の分掌事務) 第28条 教育総務課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。 <u>管理係</u> (1) 教育委員会の所掌事務の総合調整及び進行管理に関すること。	<u>左欄</u>	<u>右欄</u>	<u>教育総務課</u>	<u>管理係</u>		<u>施設係</u>	<u>学校教育課</u>	<u>学務係</u>		<u>学校教育係</u>		<u>教職員係</u>		<u>保健給食係</u>	<u>生涯学習課</u>	<u>文化振興係</u>		<u>社会教育係</u>		<u>生涯学習係</u>		<u>文化財センター</u>	○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号 (事務局の組織) 第25条 <u>事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。</u> <table> <tr> <th><u>左欄</u></th><th><u>右欄</u></th></tr> <tr> <td><u>教育総務課</u></td><td><u>管理調整係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>施設係</u></td></tr> <tr> <td><u>学校教育課</u></td><td><u>学務係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>学校教育係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>教職員係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>保健給食係</u></td></tr> <tr> <td><u>生涯学習課</u></td><td><u>文化振興係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>社会教育係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>生涯学習係</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>文化財センター</u></td></tr> </table> <u>2 前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、特定事項を処理させるため、鹿屋市青少年育成センターを生涯学習課内に置く。</u> (教育総務課の分掌事務) 第28条 教育総務課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。 <u>管理調整係</u> (1) 教育委員会の所掌事務の総合調整及び進行管理に関すること。	<u>左欄</u>	<u>右欄</u>	<u>教育総務課</u>	<u>管理調整係</u>		<u>施設係</u>	<u>学校教育課</u>	<u>学務係</u>		<u>学校教育係</u>		<u>教職員係</u>		<u>保健給食係</u>	<u>生涯学習課</u>	<u>文化振興係</u>		<u>社会教育係</u>		<u>生涯学習係</u>		<u>文化財センター</u>
<u>左欄</u>	<u>右欄</u>																																												
<u>教育総務課</u>	<u>管理係</u>																																												
	<u>施設係</u>																																												
<u>学校教育課</u>	<u>学務係</u>																																												
	<u>学校教育係</u>																																												
	<u>教職員係</u>																																												
	<u>保健給食係</u>																																												
<u>生涯学習課</u>	<u>文化振興係</u>																																												
	<u>社会教育係</u>																																												
	<u>生涯学習係</u>																																												
	<u>文化財センター</u>																																												
<u>左欄</u>	<u>右欄</u>																																												
<u>教育総務課</u>	<u>管理調整係</u>																																												
	<u>施設係</u>																																												
<u>学校教育課</u>	<u>学務係</u>																																												
	<u>学校教育係</u>																																												
	<u>教職員係</u>																																												
	<u>保健給食係</u>																																												
<u>生涯学習課</u>	<u>文化振興係</u>																																												
	<u>社会教育係</u>																																												
	<u>生涯学習係</u>																																												
	<u>文化財センター</u>																																												

改正後	改正前
(2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 (3) 教育行政の施策の総括に関すること。 (4) 職員及び学校職員（市立高等学校教職員を除く。）の任免、給与その他人事に関すること。 (5) 職員及び学校職員（市立高等学校教職員を除く。）の所属する団体に関すること。 (6) 学校職員への服務等の研修に関すること。 (7) 公印の保管及び取扱いに関すること。 (8) 教育委員会の文書事務の総括に関すること。 (9) 教育財産の管理の総括に関すること。 (10) 陳情及び請願の処理の総括に関すること。 (11) 教育委員会の所掌事務に係る予算の見積書及び経理に関すること。 (12) 広報活動に関すること。 (13) 教育行政の相談に関すること。 (14) 教育行財政の調査に関すること。 (15) 課内の庶務に関すること。 施設係（略） <u>（部長）</u> 第38条 事務局に、<u>部長</u> 1人を置く。 2 <u>部長</u>は、教育長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。	(2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 (3) 教育行政の施策の総括に関すること。 (4) 職員及び学校職員（市立高等学校教職員を除く。）の任免、給与その他人事に関すること。 (5) 職員及び学校職員（市立高等学校教職員を除く。）の所属する団体に関すること。 (6) 学校職員への服務等の研修に関すること。 (7) 公印の保管及び取扱いに関すること。 (8) 教育委員会の文書事務の総括に関すること。 (9) 教育財産の管理の総括に関すること。 (10) 陳情及び請願の処理の総括に関すること。 (11) 教育委員会の所掌事務に係る予算の見積書及び経理に関すること。 (12) 広報活動に関すること。 (13) 教育行政の相談に関すること。 (14) 教育行財政の調査に関すること。 (15) 課内の庶務に関すること。 施設係（略） <u>（教育次長）</u> 第38条 事務局に、<u>教育次長</u> 1人を置く。 2 <u>教育次長</u>は、教育長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。

鹿屋市文化会館条例施行規則 新旧対照表

改正後															改正前														
○鹿屋市文化会館条例施行規則 平成18年1月1日教育委員会規則第34号 第1号様式（第6条、第7条、第13条関係） 鹿屋市文化会館使用許可申請書 年 月 日 鹿屋市教育委員会 様 申請者 住 所 団体名 氏 名 連絡先 （ ） 次のとおり鹿屋市文化会館を使用したいので、鹿屋市文化会館条例施行規則第6条の規定に基づき申請します。															○鹿屋市文化会館条例施行規則 平成18年1月1日教育委員会規則第34号 第1号様式（第6条、第7条、第13条関係） 鹿屋市文化会館使用許可申請書 年 月 日 鹿屋市教育委員会 様 申請者 住 所 団体名 氏 名 連絡先 （ ） 次のとおり鹿屋市文化会館を使用したいので、鹿屋市文化会館条例施行規則第6条の規定に基づき申請します。														
使用期間		年 月 日 時 分から 時 分まで ☐ 平日 ☐ 土曜 ☐ 日曜 ☐ 休日													使用期間		年 月 日 時 分から 時 分まで ☐ 平日 ☐ 土曜 ☐ 日曜 ☐ 休日												
使用目的及びその内容		(会場責任者) (入場予定人員1回に付 人延 人)													使用目的及びその内容		(会場責任者) (入場予定人員1回に付 人延 人)												
主催する団体名															主催する団体名														
入場料有無 入場方法		有料 (円) 無料 ☐ 指定席 ☐ 自由席 ☐ 整理券 ☐ 会員券													入場料有無 入場方法		有料 (円) 無料 ☐ 指定席 ☐ 自由席 ☐ 整理券 ☐ 会員券												
使用区分	施設等	ホール	リハールサル室	楽屋	浴室	設備等	冷暖房料	合計	使用区分	施設等	ホール	リハールサル室	楽屋	浴室	設備等	冷暖房料	合計												
	使用時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分		使用時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分												
	使用料	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ (ア) 円		使用料	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ (ア) 円												
使用料の減免		※ 免 除 ※ (イ) 割引 円													使用料の減免		※ 免 除 ※ (イ) 割引 円												
特別施設等 の有無 備考		有 ・ 無													特別施設等 の有無 備考		有 ・ 無												
上記の申請について次のとおり決定してよろしいか。															上記の申請について次のとおり決定してよろしいか。														
決定区分		許可する ・ 許可しない													決定区分		許可する ・ 許可しない												
許可条件		1 鹿屋市文化会館条例及び同施行規則に規定する事項を守ること。 2													許可条件		1 鹿屋市文化会館条例及び同施行規則に規定する事項を守ること。 2												
許可		年 月 日第 号 調 定 年 月 日													許可		年 月 日第 号 調 定 年 月 日												
使用料徴収額		(ア) - (イ) 円 納 入 年 月 日													使用料徴収額		(ア) - (イ) 円 納 入 年 月 日												
教育長		教育部長	館 長	次長	係長	係	使用許可書交付							年 月 日	教育長		教育次長	館 長	次長	係長	係	使用許可書交付							年 月 日
							取扱者名							印								取扱者名							印

注 ※印を除き太線内を記入のこと。

改正後														改正前													
第3号様式（第8条、第12条関係）																											
鹿屋市文化会館使用許可変更・取消申請書																											
年 月 日														年 月 日													
鹿屋市教育委員会 様														鹿屋市教育委員会 様													
申請者 住 所														申請者 住 所													
団体名														団体名													
氏 名														氏 名													
連絡先 ()														連絡先 ()													
次のとおり鹿屋市文化会館等の使用を変更・取消したいので、鹿屋市文化会館条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、鹿屋市文化会館使用許可書を添えて申請します。																											
許 可 年月日番号 年 月 日 第 号														許 可 年月日番号 年 月 日 第 号													
変 更 後 内 容		使用目的及びその内容		(会場責任者) (入場予定人員1回に付 人延 人)																							
		主 催 す る 団 体 名																									
		入 場 料 有 無 入 場 方 法		有料 (円) 無料 ☐ 指定席 ☐ 整理券 ☐ 自由席 ☐ 会員券																							
		施 設 等		ホール	リハーサル室	楽 屋	浴 室	設備等	冷暖房料	合 計																	
使用区分		使用時間		時 分	時 分	時 分	時 分																				
		時 分		時 分	時 分	時 分																					
		使 用 料		※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※(ア) 円																	
使用料の減免		※ 免 除		※ (イ) 割 引										円													
		特別施設等の有無		有 ・ 無																							
※ 使 用 料		変 更 前 の 額		追 加 又 は 還 付 額						変 更 後 の 額																	
		円		円						円						円											
変 更 の 理 由														変 更 の 理 由													
上記の申請について次のとおり決定してよろしいか。																											
決 定 区 分														許可する ・ 許可しない													
許 可														年 月 日						調 定		年 月 日					
使用料徴収額 (ア) - (イ)														円						納 入		年 月 日					
教育長		教育部長		館 長		次長		係長		係		取扱者名		印													
注 ※印を除き太線内を記入のこと。																											

第3号様式（第8条、第12条関係）																											
鹿屋市文化会館使用許可変更・取消申請書																											
年 月 日														年 月 日													
鹿屋市教育委員会 様														鹿屋市教育委員会 様													
申請者 住 所														申請者 住 所													
団体名														団体名													
氏 名														氏 名													
連絡先 ()														連絡先 ()													
次のとおり鹿屋市文化会館等の使用を変更・取消したいので、鹿屋市文化会館条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、鹿屋市文化会館使用許可書を添えて申請します。																											
許 可 年月日番号 年 月 日 第 号														許 可 年月日番号 年 月 日 第 号													
変 更 後 内 容		使用目的及びその内容		(会場責任者) (入場予定人員1回に付 人延 人)																							
		主 催 す る 団 体 名																									
		入 場 料 有 無 入 場 方 法		有料 (円) 無料 ☐ 指定席 ☐ 整理券 ☐ 自由席 ☐ 会員券																							
		施 設 等		ホール	リハーサル室	楽 屋	浴 室	設備等	冷暖房料	合 計																	
使用区分		使用時間		時 分	時 分	時 分	時 分																				
		時 分		時 分	時 分	時 分																					
		使 用 料		※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円	※(ア) 円																	
使用料の減免		※ 免 除		※ (イ) 割 引										円													
		特別施設等の有無		有 ・ 無																							
※ 使 用 料		変 更 前 の 額		追 加 又 は 還 付 額						変 更 後 の 額																	
		円		円						円						円											
変 更 の 理 由														変 更 の 理 由													
上記の申請について次のとおり決定してよろしいか。																											
決 定 区 分														許可する ・ 許可しない													
許 可														年 月 日						調 定		年 月 日					
使用料徴収額 (ア) - (イ)														円						納 入		年 月 日					
教育長		教育次長		館 長		次長		係長		係		取扱者名		印													
注 ※印を除き太線内を記入のこと。																											

改正後										改正前										
第6号様式（第10条関係）																				
鹿屋市文化会館特別設備設置許可申請書										鹿屋市文化会館特別設備設置許可申請書										
鹿屋市教育委員会様										鹿屋市教育委員会様										
申請者住所 団体名 氏名 連絡先（ ）										申請者住所 団体名 氏名 連絡先（ ）										
次のとおり鹿屋市文化会館に特別設備等を設置したいので、鹿屋市文化会館条例施行規則第10条の規定に基づき申請します。																				
許可事項		申請した使用目的																		
		申請した使用期間	年 月 日 時 分から 時 分まで ☐ 平日 ☐ 土曜 ☐ 日曜 ☐ 休日																	
		施設・設備等名																		
特別設備等の内容																				
特別設備等を設置したい理由																				
添付書類		有 ・ 無																		
		鹿屋市文化会館使用許可書																		
上記の申請について次のとおり決定してほしいか。																				
決定区分		許可する ・ 許可しない																		
許可		年 月 日				取扱者名														
教育長		教育部長		館長		次長		係長		係										
備考																				
注 太線内を記入のこと。																				

第6号様式（第10条関係）																				
鹿屋市文化会館特別設備設置許可申請書																				
鹿屋市教育委員会様																				
申請者住所 団体名 氏名 連絡先（ ）																				
次のとおり鹿屋市文化会館に特別設備等を設置したいので、鹿屋市文化会館条例施行規則第10条の規定に基づき申請します。																				
許可事項		申請した使用目的																		
		申請した使用期間	年 月 日 時 分から 時 分まで ☐ 平日 ☐ 土曜 ☐ 日曜 ☐ 休日																	
		施設・設備等名																		
特別設備等の内容																				
特別設備等を設置したい理由																				
添付書類		有 ・ 無																		
		鹿屋市文化会館使用許可書																		
上記の申請について次のとおり決定してほしいか。																				
決定区分		許可する ・ 許可しない																		
許可		年 月 日				取扱者名														
教育長		教育次長		館長		次長		係長		係										
備考																				
注 太線内を記入のこと。																				

改正後										改正前									
第7号様式（第12条関係）										第7号様式（第12条関係）									
鹿屋市文化会館使用料還付申請書										鹿屋市文化会館使用料還付申請書									
年 月 日 鹿屋市教育委員会 様 申請者 住 所 団体名 氏 名 連絡先 ()										年 月 日 鹿屋市教育委員会 様 申請者 住 所 団体名 氏 名 連絡先 ()									
次のとおり使用料の還付を受けたいので、鹿屋市文化会館条例施行規則第12条の規定に基づき、鹿屋市文化会館使用許可書又は鹿屋市文化会館使用許可取消通知書を添えて申請します。										次のとおり使用料の還付を受けたいので、鹿屋市文化会館条例施行規則第12条の規定に基づき、鹿屋市文化会館使用許可書又は鹿屋市文化会館使用許可取消通知書を添えて申請します。									
許可又は取消年月日		年 月 日								許可又は取消年月日		年 月 日							
既 納 使 用 料		鹿屋市文化会館条例施行規則第12条に基づく還付額								既 納 使 用 料		鹿屋市文化会館条例施行規則第12条に基づく還付額							
円		既納使用料				割		円		円		既納使用料				割		円	
使用料の還付を受けようとする理由										使用料の還付を受けようとする理由									
上記の申請について次のとおり決定してよろしいか。										上記の申請について次のとおり決定してよろしいか。									
決 定 区 分		許可する ・ 許可しない								決 定 区 分		許可する ・ 許可しない							
戻 出 年月日 番 号		年 月 日 第 号								戻 出 年月日 番 号		年 月 日 第 号							
教 育 長	<u>教 育 部 長</u>	館 長	次 長	係 長	係					教 育 長	<u>教 育 次 長</u>	館 長	次 長	係 長	係				
備 考										備 考									
注 太線内を記入のこと。										注 太線内を記入のこと。									

改正後	改正前																																																
第8号様式（第13条関係）	第8号様式（第13条関係）																																																
鹿屋市文化会館使用料減免申請書	鹿屋市文化会館使用料減免申請書																																																
年 月 日	年 月 日																																																
鹿屋市教育委員会 様	鹿屋市教育委員会 様																																																
申請者 住 所	申請者 住 所																																																
団体名	団体名																																																
氏 名	氏 名																																																
連絡先 （ ）	連絡先 （ ）																																																
次のとおり使用料の減免を受けたいので鹿屋市文化会館条例施行規則第13条の規定に基づき申請します。	次のとおり使用料の減免を受けたいので鹿屋市文化会館条例施行規則第13条の規定に基づき申請します。																																																
<table><tr><td>使 用 期 間</td><td>年 月 日 時 分から 時 分まで</td><td>☐平日☐土曜 ☐日曜☐休日</td></tr><tr><td>使 用 目 的</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>使用施設及び 附 属 設 備</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>主催する団体名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>※ 減 免 該 当 区 分</td><td colspan="2">条例施行規則第13条第1項（1号・2号・3号・4号・5号）</td></tr><tr><td>※ 使 用 料</td><td>減 免 の 額</td><td>使 用 料 徴 収 額</td></tr><tr><td>円</td><td>割相当額 円</td><td>円</td></tr><tr><td>備 考</td><td colspan="2"></td></tr></table>	使 用 期 間	年 月 日 時 分から 時 分まで	☐ 平日 ☐ 土曜 ☐ 日曜 ☐ 休日	使 用 目 的			使用施設及び 附 属 設 備			主催する団体名			※ 減 免 該 当 区 分	条例施行規則第13条第1項（1号・2号・3号・4号・5号）		※ 使 用 料	減 免 の 額	使 用 料 徴 収 額	円	割相当額 円	円	備 考			<table><tr><td>使 用 期 間</td><td>年 月 日 時 分から 時 分まで</td><td>☐平日☐土曜 ☐日曜☐休日</td></tr><tr><td>使 用 目 的</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>使用施設及び 附 属 設 備</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>主催する団体名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>※ 減 免 該 当 区 分</td><td colspan="2">条例施行規則第13条第1項（1号・2号・3号・4号・5号）</td></tr><tr><td>※ 使 用 料</td><td>減 免 の 額</td><td>使 用 料 徴 収 額</td></tr><tr><td>円</td><td>割相当額 円</td><td>円</td></tr><tr><td>備 考</td><td colspan="2"></td></tr></table>	使 用 期 間	年 月 日 時 分から 時 分まで	☐ 平日 ☐ 土曜 ☐ 日曜 ☐ 休日	使 用 目 的			使用施設及び 附 属 設 備			主催する団体名			※ 減 免 該 当 区 分	条例施行規則第13条第1項（1号・2号・3号・4号・5号）		※ 使 用 料	減 免 の 額	使 用 料 徴 収 額	円	割相当額 円	円	備 考		
使 用 期 間	年 月 日 時 分から 時 分まで	☐ 平日 ☐ 土曜 ☐ 日曜 ☐ 休日																																															
使 用 目 的																																																	
使用施設及び 附 属 設 備																																																	
主催する団体名																																																	
※ 減 免 該 当 区 分	条例施行規則第13条第1項（1号・2号・3号・4号・5号）																																																
※ 使 用 料	減 免 の 額	使 用 料 徴 収 額																																															
円	割相当額 円	円																																															
備 考																																																	
使 用 期 間	年 月 日 時 分から 時 分まで	☐ 平日 ☐ 土曜 ☐ 日曜 ☐ 休日																																															
使 用 目 的																																																	
使用施設及び 附 属 設 備																																																	
主催する団体名																																																	
※ 減 免 該 当 区 分	条例施行規則第13条第1項（1号・2号・3号・4号・5号）																																																
※ 使 用 料	減 免 の 額	使 用 料 徴 収 額																																															
円	割相当額 円	円																																															
備 考																																																	
上記の申請について次のとおり決定してよろしいか。	上記の申請について次のとおり決定してよろしいか。																																																
決 定 区 分	決 定 区 分																																																
許可する ・ 許可しない	許可する ・ 許可しない																																																
許 可	許 可																																																
年 月 日	年 月 日																																																
取扱者名	取扱者名																																																
教 育 長	教 育 長																																																
教育部長	教育次長																																																
館 長	館 長																																																
次 長	次 長																																																
係 長	係 長																																																
係	係																																																
備 考	備 考																																																
注 ※印を除き太線内を記入のこと。	注 ※印を除き太線内を記入のこと。																																																

議案第 6 号

鹿屋市教育委員会組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市教育委員会組織の変更に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令（案）

（鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正）

第1条 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程（平成18年鹿屋市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育次長」を「教育部長」に改める。

別表第1及び別表第2中「次長」を「部長」に改める。

別表第3中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（鹿屋市教育委員会公印規程の一部改正）

第2条 鹿屋市教育委員会公印規程（平成18年鹿屋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（鹿屋市教育委員会電子署名規程の一部改正）

第3条 鹿屋市教育委員会電子署名規程（平成18年鹿屋市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（鹿屋市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正）

第4条 鹿屋市立学校職員安全衛生管理規程（平成18年鹿屋市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（鹿屋市教職員訓告措置等審査委員会設置規程の一部改正）

第5条 鹿屋市教職員訓告措置等審査委員会設置規程（平成24年鹿屋市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4条第2項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年7月3日から施行する。

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
○鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号 （専決の原則） 第3条 <u>教育部長</u>、課長等及び所属長（以下「<u>教育部長</u>等」という。）は、この規程の定めるところにより専決することができる。ただし、その専決すべき事項が次の各号のいずれかに該当すると考えられるときは、上司の決裁を受けなければならない。 （1） 異例に属し、又は先例になると認められる事項 （2） 紛議論争のあるもの又は将来その原因になるおそれがあると認められる事項 （3） 上司の指揮で起案したとき。 （4） その他特に上司の決裁が必要と認められる事項 （教育長の決裁事項及び<u>教育部長</u>等の専決事項） 第4条 教育長の決裁事項及び<u>教育部長</u>等の専決事項は、おおむね各課に共通する事項については別表第1に、教育委員会事務局の個別事項については別表第2のとおりとする。 2 <u>教育部長</u>等は、専決した事項であっても必要と認められるものについては、上司にその概要を報告しなければならない。 （類推による専決事項） 第5条 <u>教育部長</u>等は、この規程に定める専決事項以外の事項であっても、その性質に応じ専決事項に準じて処理すべき事項と類推されるものについては、あらかじめ上司の承認を得て、専決することができる。 別表第1（第4条、第6条関係） 1 庶務に関する事項	○鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号 （専決の原則） 第3条 <u>教育次長</u>、課長等及び所属長（以下「<u>教育次長</u>等」という。）は、この規程の定めるところにより専決することができる。ただし、その専決すべき事項が次の各号のいずれかに該当すると考えられるときは、上司の決裁を受けなければならない。 （1） 異例に属し、又は先例になると認められる事項 （2） 紛議論争のあるもの又は将来その原因になるおそれがあると認められる事項 （3） 上司の指揮で起案したとき。 （4） その他特に上司の決裁が必要と認められる事項 （教育長の決裁事項及び<u>教育次長</u>等の専決事項） 第4条 教育長の決裁事項及び<u>教育次長</u>等の専決事項は、おおむね各課に共通する事項については別表第1に、教育委員会事務局の個別事項については別表第2のとおりとする。 2 <u>教育次長</u>等は、専決した事項であっても必要と認められるものについては、上司にその概要を報告しなければならない。 （類推による専決事項） 第5条 <u>教育次長</u>等は、この規程に定める専決事項以外の事項であっても、その性質に応じ専決事項に準じて処理すべき事項と類推されるものについては、あらかじめ上司の承認を得て、専決することができる。 別表第1（第4条、第6条関係） 1 庶務に関する事項

改正後					改正前				
決裁事項	教育長	専決区分			決裁事項	教育長	専決区分		
		部長	課長等				次長	課長等	
教育委員会の招集及び提出議案（報告、承認等を含む。）に関する事	○				教育委員会の招集及び提出議案（報告、承認等を含む。）に関する事	○			
儀式又は表彰に関する事	○				儀式又は表彰に関する事	○			
職員及び学校職員の任免、給与その他人事に関する事	○				職員及び学校職員の任免、給与その他人事に関する事	○			
職員及び学校職員が登録を受けた職員団体の役員としてもつばら当該職員団体の業務に従事する場合の許可及びその取消しに関する事	○				職員及び学校職員が登録を受けた職員団体の役員としてもつばら当該職員団体の業務に従事する場合の許可及びその取消しに関する事	○			
職員及び学校職員の公務災害補償並びに退職手当を裁定する事	○				職員及び学校職員の公務災害補償並びに退職手当を裁定する事	○			
市立学校の学級編制に関する事	○				市立学校の学級編制に関する事	○			
学齢児童及び学齢生徒の就学義務の猶予又は免除について認可を行う事	○				学齢児童及び学齢生徒の就学義務の猶予又は免除について認可を行う事	○			
市立の高等学校及び看護専門学校の入学者の募集及び選抜の実施方法に関する事	○				市立の高等学校及び看護専門学校の入学者の募集及び選抜の実施方法に関する事	○			
市立学校における教科書を採択し、及び教科書以外の教材の使用について承認する事	○				市立学校における教科書を採択し、及び教科書以外の教材の使用について承認する事	○			
展覧会、講習会、研究会、競技会等の主催、共催又は後援等に関する事	○				展覧会、講習会、研究会、競技会等の主催、共催又は後援等に関する事	○			
教育財産の取得の申出に関する事	○				教育財産の取得の申出に関する事	○			
不服申立て、訴訟、和解、あっせん、調停及び仲裁に関する事	○				不服申立て、訴訟、和解、あっせん、調停及び仲裁に関する事	○			
他の行政機関との重要な協議に関する事	○				他の行政機関との重要な協議に関する事	○			
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規	○				地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規	○			

改正後					改正前				
定に基づく事務の委任に関すること。					定に基づく事務の委任に関すること。				
教育委員会に関する予算要求書及び決算調書の提出 に関すること。	○				教育委員会に関する予算要求書及び決算調書の提出 に関すること。	○			
国庫補助金、県補助金及び交付金の申請に関するこ と。	○				国庫補助金、県補助金及び交付金の申請に関するこ と。	○			
職員団体との協定に関すること。	○				職員団体との協定に関すること。	○			
臨時又は特別な分掌事務の裁定に関すること。	○				臨時又は特別な分掌事務の裁定に関すること。	○			
前各号に掲げるもののほか、特に重要又は異例と認め られる事項に関すること。	○				前各号に掲げるもののほか、特に重要又は異例と認め られる事項に関すること。	○			
法令に基づく公示及び公告に関すること。		○			法令に基づく公示及び公告に関すること。		○		
特に重要な事項に関する届出、報告、照会、回答、通 知、証明、文書閲覧等の処理に関すること。		○			特に重要な事項に関する届出、報告、照会、回答、通 知、証明、文書閲覧等の処理に関すること。		○		
職員の研修に関すること。		○			職員の研修に関すること。		○		
教育委員会の行事及び会議の調整に関すること。		○			教育委員会の行事及び会議の調整に関すること。		○		
事務局及び教育機関の軽易な事項に係る事務改善の 実施に関すること。		○			事務局及び教育機関の軽易な事項に係る事務改善の 実施に関すること。		○		
課相互間で主管の明らかでない事務の裁定に関する こと。		○			課相互間で主管の明らかでない事務の裁定に関する こと。		○		
教育委員会事務に係る総合支所との総合調整に関す ること。		○			教育委員会事務に係る総合支所との総合調整に関す ること。		○		
定例的な行事及び会議の開催に関すること。			○		定例的な行事及び会議の開催に関すること。			○	
定例的かつ軽易な事項に関する届出、報告、照会、回 答、通知、証明、文書閲覧等の処理に関すること。			○		定例的かつ軽易な事項に関する届出、報告、照会、回 答、通知、証明、文書閲覧等の処理に関すること。			○	
主管事務に関する各種統計の調査作成、整理及び処理 に関すること。			○		主管事務に関する各種統計の調査作成、整理及び処理 に関すること。			○	
各種台帳の調整及び整備に関すること。			○		各種台帳の調整及び整備に関すること。			○	

改正後					改正前							
所管に係る教育財産の定例的な使用許可に関する こと。				○	所管に係る教育財産の定例的な使用許可に関する こと。				○			
議案の発案に関すること。				○	議案の発案に関すること。				○			
生涯学習の推進に関すること。				○	生涯学習の推進に関すること。				○			
環境教育の推進に関すること。				○	環境教育の推進に関すること。				○			
公文書の開示等の決定及び通知に関すること。				○	公文書の開示等の決定及び通知に関すること。				○			
主管事務のうち、定例に属し、かつ、軽易な事項の処 理に関すること。				○	主管事務のうち、定例に属し、かつ、軽易な事項の処 理に関すること。				○			
2 服務等に関する事項					2 服務等に関する事項							
決裁事項	教育長	専決区分			合議先	決裁事項	教育長	専決区分			合議先	
		部長	課長等	所属長	教育総務課 長			次長	課長等	所属長	教育総務課 長	
所属職員の事務分担 に関すること。	教育長		○	○		所属職員の事務分担 に関すること。			○	○		
出張に関すること。		部長	課長等・所 属職員	所属長・所 属職員		出張に関すること。		次長	課長等・所 属職員	所属長・所 属職員		
年次有給休暇の承認 に関すること。		部長・課長 等	所属職員	所属長・所 属職員		年次有給休暇の承認 に関すること。		次長・課長 等	所属職員	所属長・所 属職員		
職員の病気休暇（3 日以内の病気休暇 （以下「短期病休」 という。）を除く。）、 介護休暇及び介護時 間の承認に関するこ と。		部長・課長 等	所属長・所 属職員			○		次長・課長 等	所属長・所 属職員			○
職員の特別休暇（鹿		部長・課長	所属長・所			○		次長・課長	所属長・所			○

改正後							改正前						
屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特別休暇に限る。）の承認に関すること。		等	属職員				屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特別休暇に限る。）の承認に関すること。		等	属職員			
職員の短期病休及び特別休暇（鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特別休暇を除く。）の承認に関すること。		部長・課長等	所属長・所属職員				職員の短期病休及び特別休暇（鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特別休暇を除く。）の承認に関すること。		次長・課長等	所属長・所属職員			
組合休暇の承認に関すること。			所属長・所属職員		○		組合休暇の承認に関すること。			所属長・所属職員		○	
職員の療養許可及び就業禁止に関すること。		○					職員の療養許可及び就業禁止に関すること。		○				

改正後						改正前					
職務に専念する義務の免除に関する事 （厚生に関する計画の実施に参加する場合に限る。）。		部長・課長等	所属職員			職務に専念する義務の免除に関する事 （厚生に関する計画の実施に参加する場合に限る。）。		次長・課長等	所属職員		
職務に専念する義務の免除に関する事 （厚生に関する計画の実施に参加する場合を除く。）。		部長・課長等	所属職員		○	職務に専念する義務の免除に関する事 （厚生に関する計画の実施に参加する場合を除く。）。		次長・課長等	所属職員		○
時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。		部長・課長等	所属職員	所属長・所属職員		時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。		次長・課長等	所属職員	所属長・所属職員	
週休日の振替に関する事。		部長・課長等	所属職員	所属長・所属職員		週休日の振替に関する事。		次長・課長等	所属職員	所属長・所属職員	
サービス上の諸願及び届 けの処理に関する事。	部長	課長等	所属長・所属職員		○	サービス上の諸願及び届 けの処理に関する事。	次長	課長等	所属長・所属職員		○
会計年度任用職員の任用に関する事。		○			○	会計年度任用職員の任用に関する事。		○			○
備考 この表において、看護専門学校事務長及び女子高等学校事務長の専決区分が「部長」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。						備考 この表において、看護専門学校事務長及び女子高等学校事務長の専決区分が「次長」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。					
別表第2（第4条、第6条関係） 個別決裁事項						別表第2（第4条、第6条関係） 個別決裁事項					
1 教育総務課に関する事項						1 教育総務課に関する事項					
決裁事項				教育長	専決区分	決裁事項				教育長	専決区分

改正後				改正前			
		部長	課長		次長	課長	
職員（県費負担教職員を除く。）の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関する事 教育財産台帳の整備に関する事 公印の保管及び取扱いに関する事 定例による学校施設の使用許可に関する事			○	職員（県費負担教職員を除く。）の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関する事 教育財産台帳の整備に関する事 公印の保管及び取扱いに関する事 定例による学校施設の使用許可に関する事		○	
			○			○	
			○			○	
			○			○	
2 学校教育課に関する事項				2 学校教育課に関する事項			
決裁事項	教育長	専決区分		決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	課長			次長	課長
学校教育に係る指導及び助言に関する事 市立学校（看護専門学校を含む。）の休業日の変更及び振替授業の承認に関する事 市立学校（看護専門学校を含む。）の学校行事の承認に関する事 学校教育に係る研究会、講習会等に関する事 児童及び生徒に係る就学、転入、転出その他諸届出の受理及び通知に関する事 児童及び生徒に係る要保護又は準要保護の認定に関する事 県費負担教職員の人事記録及びその証明に関する事 県費負担教職員の長期休暇、出張等服務上の申請及び承認に関する事 補助教材の使用届に関する事 教科用図書の届出の処理に関する事 教科書の給与事務に関する事			○	学校教育に係る指導及び助言に関する事 市立学校（看護専門学校を含む。）の休業日の変更及び振替授業の承認に関する事 市立学校（看護専門学校を含む。）の学校行事の承認に関する事 学校教育に係る研究会、講習会等に関する事 児童及び生徒に係る就学、転入、転出その他諸届出の受理及び通知に関する事 児童及び生徒に係る要保護又は準要保護の認定に関する事 県費負担教職員の人事記録及びその証明に関する事 県費負担教職員の長期休暇、出張等服務上の申請及び承認に関する事 補助教材の使用届に関する事 教科用図書の届出の処理に関する事 教科書の給与事務に関する事			○
			○				○
			○				○
			○				○
			○				○
			○				○
			○				○
			○				○
			○				○
			○				○
			○				○

改正後					改正前				
学校長が行う諸申請及び届のうち、軽易なものの処理に関する事 教職員免許状の取得等に係る申請手続に関する事 学校の体育、保健及び学校給食に関する事項の指導及び助言に関する事 児童及び生徒の安全教育の指導及び助言に関する事 学校給食に関する事 学校給食センターに関する事 学校給食センターによる学校給食の実施計画に関する事 鹿屋市立高等学校及び鹿屋看護専門学校の授業料等の減免の承認に関する事			○		学校長が行う諸申請及び届のうち、軽易なものの処理に関する事 教職員免許状の取得等に係る申請手続に関する事 学校の体育、保健及び学校給食に関する事項の指導及び助言に関する事 児童及び生徒の安全教育の指導及び助言に関する事 学校給食に関する事 学校給食センターに関する事 学校給食センターによる学校給食の実施計画に関する事 鹿屋市立高等学校及び鹿屋看護専門学校の授業料等の減免の承認に関する事			○	

3 生涯学習課に関する事項

決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	課長
社会教育に関する軽易な事項の指導及び助言に関する事			○
社会教育に係る研究会、講習会等に関する事			○
社会教育団体その他の各種団体への講師のあっせんに関する事			○
社会教育施設の定例的な使用許可に関する事			○
生涯学習に関する軽易な事項の指導及び助言に関する事			○
生涯学習に関する研究会、講習会等に関する事			○
芸術、歴史、文化及び文化財に係る指導及び助言に関する事			○

3 生涯学習課に関する事項

決裁事項	教育長	専決区分	
		次長	課長
社会教育に関する軽易な事項の指導及び助言に関する事			○
社会教育に係る研究会、講習会等に関する事			○
社会教育団体その他の各種団体への講師のあっせんに関する事			○
社会教育施設の定例的な使用許可に関する事			○
生涯学習に関する軽易な事項の指導及び助言に関する事			○
生涯学習に関する研究会、講習会等に関する事			○
芸術、歴史、文化及び文化財に係る指導及び助言に関する事			○

改正後				改正前			
すること。 文化に係る研究会、講習会等に関すること。 王子遺跡資料館の管理運営に関すること。 文化財センターに関すること。			○ ○ ○	すること。 文化に係る研究会、講習会等に関すること。 王子遺跡資料館の管理運営に関すること。 文化財センターに関すること。			○ ○ ○
4 図書館に関する事項				4 図書館に関する事項			
決裁事項	教育長	専決区分		決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	館長			次長	館長
図書館の運営に関すること（重要な事項を除く。）。			○	図書館の運営に関すること（重要な事項を除く。）。			○
施設設備の管理に関すること。			○	施設設備の管理に関すること。			○
視聴覚教育に関する指導及び助言に関すること。			○	視聴覚教育に関する指導及び助言に関すること。			○
施設設備の使用許可に関すること。			○	施設設備の使用許可に関すること。			○
機材及び教材の貸出しに関すること。			○	機材及び教材の貸出しに関すること。			○
5 中央公民館に関する事項				5 中央公民館に関する事項			
決裁事項	教育長	専決区分		決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	館長			次長	館長
鹿屋市地区学習センター等が行う事業に関する軽易な事項の指導及び助言に関すること。			○	鹿屋市地区学習センター等が行う事業に関する軽易な事項の指導及び助言に関すること。			○
定例による公民館の使用許可に関すること。			○	定例による公民館の使用許可に関すること。			○
各種の学級、講座等の運営に関すること。			○	各種の学級、講座等の運営に関すること。			○
公民館施設の管理に関すること。			○	公民館施設の管理に関すること。			○
鹿屋市地区学習センター等の予算執行に関すること。			○	鹿屋市地区学習センター等の予算執行に関すること。			○
6 文化会館に関する事項				6 文化会館に関する事項			
決裁事項	教育長	専決区分		決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	館長			次長	館長
文化会館の運営に関すること（重要事項を除く。）。			○	文化会館の運営に関すること（重要事項を除く。）。			○
文化団体の指導及び助言に関すること。			○	文化団体の指導及び助言に関すること。			○

改正後				改正前			
定例による文化会館の使用許可に関する事 施設設備の管理に関する事。			○ ○	定例による文化会館の使用許可に関する事 施設設備の管理に関する事。			○ ○
7 花岡地区公民館に関する事項				7 花岡地区公民館に関する事項			
決裁事項	教育長	専決区分		決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	館長			次長	館長
定例による公民館の使用許可に関する事。 各種の学級、講座等の運営に関する事。 公民館施設の管理に関する事。			○ ○ ○	定例による公民館の使用許可に関する事。 各種の学級、講座等の運営に関する事。 公民館施設の管理に関する事。			○ ○ ○
8 高隈地区交流促進センターに関する事項				8 高隈地区交流促進センターに関する事項			
決裁事項	教育長	専決区分		決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	館長			次長	館長
定例による高隈地区交流促進センター使用許可に 関すること。 高隈地区交流促進センター施設の管理に関する事。 各種の学級、講座等の運営に関する事。			○ ○ ○	定例による高隈地区交流促進センター使用許可に 関すること。 高隈地区交流促進センター施設の管理に関する事。 各種の学級、講座等の運営に関する事。			○ ○ ○
9 学習等供用施設に関する事項				9 学習等供用施設に関する事項			
決裁事項	教育長	専決区分		決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	館長			次長	館長
各種の学級、講座等の運営に関する事。 定例による学習等供用施設の使用許可に関する事。 施設設備の管理に関する事。			○ ○ ○	各種の学級、講座等の運営に関する事。 定例による学習等供用施設の使用許可に関する事。 施設設備の管理に関する事。			○ ○ ○
10 輝北コミュニティセンターに関する事項				10 輝北コミュニティセンターに関する事項			
決裁事項	教育長	専決区分		決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	館長			次長	館長
定例によるセンターの使用許可に関する事。 各種の学級、講座等の運営に関する事。			○ ○	定例によるセンターの使用許可に関する事。 各種の学級、講座等の運営に関する事。			○ ○

改正後				改正前			
センター施設の管理に関すること。			○	センター施設の管理に関すること。			○
11 串良公民館に関する事項				11 串良公民館に関する事項			
決裁事項	教育長	専決区分		決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	館長			次長	館長
分館等が行う事業に関する軽易な事項の指導及び助言に関すること。			○	分館等が行う事業に関する軽易な事項の指導及び助言に関すること。			○
定例による公民館の使用許可に関すること。			○	定例による公民館の使用許可に関すること。			○
各種の学級、講座等の運営に関すること。			○	各種の学級、講座等の運営に関すること。			○
公民館施設の管理に関すること。			○	公民館施設の管理に関すること。			○
串良公民館細山田分館及び串良公民館上小原分館の管理に関すること。			○	串良公民館細山田分館及び串良公民館上小原分館の管理に関すること。			○
12 コミュニティセンター吾平振興会館に関する事項				12 コミュニティセンター吾平振興会館に関する事項			
決裁事項	教育長	専決区分		決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	館長			次長	館長
定例によるセンターの使用許可に関すること。			○	定例によるセンターの使用許可に関すること。			○
各種の学級、講座等の運営に関すること。			○	各種の学級、講座等の運営に関すること。			○
センター施設の管理に関すること。			○	センター施設の管理に関すること。			○
13 学校給食センターに関する事項				13 学校給食センターに関する事項			
決裁事項	教育長	専決区分		決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	所長			次長	所長
学校給食の献立作成及び調理に関すること。			○	学校給食の献立作成及び調理に関すること。			○
学校給食の栄養管理及び衛生管理に関すること。			○	学校給食の栄養管理及び衛生管理に関すること。			○
学校給食の物資購入に関すること。			○	学校給食の物資購入に関すること。			○
学校給食の配送に関すること。			○	学校給食の配送に関すること。			○
施設、設備及び労務の管理に関すること。			○	施設、設備及び労務の管理に関すること。			○
学校給食に関する統計及び調査に関すること。			○	学校給食に関する統計及び調査に関すること。			○

改正後				改正前			
14 文化財センターに関する事項				14 文化財センターに関する事項			
決裁事項	教育長	専決区分		決裁事項	教育長	専決区分	
		部長	所長			次長	所長
文化財保護審議会に関すること。			○	文化財保護審議会に関すること。			○
埋蔵文化財の発掘調査に関すること。			○	埋蔵文化財の発掘調査に関すること。			○
指定文化財に関すること。			○	指定文化財に関すること。			○
文化財の保護活用及び周知に関すること。			○	文化財の保護活用及び周知に関すること。			○
文化財の保存伝承に関すること。			○	文化財の保存伝承に関すること。			○
鹿屋市王子遺跡資料館に関すること。			○	鹿屋市王子遺跡資料館に関すること。			○
鹿屋市串良歴史民俗資料室に関すること。			○	鹿屋市串良歴史民俗資料室に関すること。			○
鹿屋市輝北歴史民俗資料館に関すること。			○	鹿屋市輝北歴史民俗資料館に関すること。			○
センター施設の管理に関すること。			○	センター施設の管理に関すること。			○
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）			
決裁責任者	第1位代決者	第2位代決者		決裁責任者	第1位代決者	第2位代決者	
教育長	教育部長	教育総務課長		教育長	教育次長	教育総務課長	
教育部長	教育総務課長	主管課の課長		教育次長	教育総務課長	主管課の課長	
課長等	課長補佐	当該決裁事項を主管する係長		課長等	課長補佐	当該決裁事項を主管する係長	

鹿屋市教育委員会公印規程 新旧対照表（第2条関係）

改正後										改正前									
○鹿屋市教育委員会公印規程										○鹿屋市教育委員会公印規程									
平成18年 1 月 1 日教育委員会訓令第 2 号										平成18年 1 月 1 日教育委員会訓令第 2 号									
第 2 号様式（第 6 条関係）										第 2 号様式（第 6 条関係）									
公 印 廃 止 伺 簿										公 印 廃 止 伺 簿									
公 印 の 名 称										公 印 の 名 称									
個 数										個 数									
廃 止 理 由										廃 止 理 由									
廃 止 年 月 日										廃 止 年 月 日									
引 継 年 月 日										引 継 年 月 日									
教 育 長	教 育 部 長	教育総務課			主管課等					教 育 長	教 育 次 長	教育総務課			主管課等				
		課	回		課	回	担		課			回	担						
		係			係				係										
長	長	議		長	議	当		長	議	当		長	議	当					
注 主管課等欄中課長とあるのは、学校においては「校長」とし、給食センターにおいては「所長」とする。										注 主管課等欄中課長とあるのは、学校においては「校長」とし、給食センターにおいては「所長」とする。									

鹿屋市教育委員会電子署名規程 新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
○鹿屋市教育委員会電子署名規程 平成18年1月1日教育委員会訓令第3号 （電子署名を行う文書の発信者名） 第3条 総合行政ネットワーク文書は、教育長の電子署名（電子署名規程第3条第1号に規定する鍵情報格納カードの利用に限る。）を付して発信するものとする。 2 教育長の職名以外の電子署名を行う必要があるときは、当該業務を所管する課長等は、<u>教育部長</u>の承認を受けなければならない。 3 前項の承認に係る申請の手続は、その理由及び電子署名に係る職名を記載した文書を教育総務課長を経由して提出するものとする。	○鹿屋市教育委員会電子署名規程 平成18年1月1日教育委員会訓令第3号 （電子署名を行う文書の発信者名） 第3条 総合行政ネットワーク文書は、教育長の電子署名（電子署名規程第3条第1号に規定する鍵情報格納カードの利用に限る。）を付して発信するものとする。 2 教育長の職名以外の電子署名を行う必要があるときは、当該業務を所管する課長等は、<u>教育次長</u>の承認を受けなければならない。 3 前項の承認に係る申請の手続は、その理由及び電子署名に係る職名を記載した文書を教育総務課長を経由して提出するものとする。

鹿屋市立学校職員安全衛生管理規程 新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
○鹿屋市立学校職員安全衛生管理規程 平成18年1月1日教育委員会訓令第7号 （総括安全衛生管理者） 第4条 鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に総括安全衛生管理者を置き、教育委員会<u>教育部長</u>をもって充てる。 2 総括安全衛生管理者は、教育長の指揮監督の下、次条に規定する安全衛生管理者及び校長を指揮し、次に掲げる業務を総括する。 （1） 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。 （2） 職員の安全衛生のための教育の実施に関すること。 （3） 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 （4） 職員の労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 （5） その他職員の安全衛生及び健康管理に関すること。 3 総括安全衛生管理者がやむを得ない事情によって職務を行うことができないときは、安全衛生管理者がその職務を代理する。	○鹿屋市立学校職員安全衛生管理規程 平成18年1月1日教育委員会訓令第7号 （総括安全衛生管理者） 第4条 鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に総括安全衛生管理者を置き、教育委員会<u>教育次長</u>をもって充てる。 2 総括安全衛生管理者は、教育長の指揮監督の下、次条に規定する安全衛生管理者及び校長を指揮し、次に掲げる業務を総括する。 （1） 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。 （2） 職員の安全衛生のための教育の実施に関すること。 （3） 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 （4） 職員の労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 （5） その他職員の安全衛生及び健康管理に関すること。 3 総括安全衛生管理者がやむを得ない事情によって職務を行うことができないときは、安全衛生管理者がその職務を代理する。

鹿屋市教職員訓告措置等審査委員会設置規程 新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
○鹿屋市教職員訓告措置等審査委員会設置規程 平成24年6月9日教育委員会訓令第4号 (組織) 第3条 委員会は委員長及び委員で組織する。 2 委員長は、教育長をもって充てる。 3 委員は、<u>教育部長</u>、教育総務課長及び学校教育課長をもって充てる。 (委員長) 第4条 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、<u>教育部長</u>がその職務を代理する。	○鹿屋市教職員訓告措置等審査委員会設置規程 平成24年6月9日教育委員会訓令第4号 (組織) 第3条 委員会は委員長及び委員で組織する。 2 委員長は、教育長をもって充てる。 3 委員は、<u>教育次長</u>、教育総務課長及び学校教育課長をもって充てる。 (委員長) 第4条 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、<u>教育次長</u>がその職務を代理する。

議案第7号

鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年6月11日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市学校給食センター条例第5条第3項及び同条例施行規則第12条に基づく委員を新たに委嘱したいため、本案を提出するものである。

令和８年度 鹿屋市立学校給食センター運営委員（案）

※委嘱根拠：第１号(学校長)、第２号(PTA代表者が推薦)、第３号(学識経験者)

１ 任用期間：令和８年７月１日から令和９年６月３０日までの運営委員

○鹿屋市立南部学校給食センター運営委員

番号	氏 名	新任	役 職 名	委嘱根拠(施行規則)
１	西別府 龍一	○	西原小学校 校長	第12条第1号
２	森 幸恵	○	大始良小学校 校長	第12条第1号
３	福 雅彰	○	鹿屋中学校 校長	第12条第1号
４	霜田 さおり	○	串良中学校 校長	第12条第1号
５	西 康人	○	西原台小学校 校長	第12条第1号
６	岩元 章	○	西原小学校 P T A代表	第12条第2号
７	木下 純子	○	大始良小学校 P T A代表	第12条第2号
８	米光 香織	○	鹿屋中学校 P T A代表	第12条第2号
９	梅本 優里	○	串良中学校 P T A代表	第12条第2号
10	吉原 菊代	○	西原台小学校 P T A代表	第12条第2号
11	馬場 さゆり		管理栄養士	第12条第3号
12	末吉 申弥		学校薬剤師	第12条第3号
13	野田 直幸	○	鹿屋保健所 衛生・環境課長	第12条第3号
14	一松 智子	○	鹿屋市 健康増進課 保健師	第12条第3号

○鹿屋市立北部学校給食センター運営委員

番号	氏 名	新任	役 職 名	委嘱根拠(施行規則)
１	下村 尚	○	細山田小学校 校長	第12条第1号
２	北村 亜希仁	○	高隈中学校 校長	第12条第1号
３	外山 孝浩	○	高隈小学校 校長	第12条第1号
４	才川 文秋	○	笠野原小学校 校長	第12条第1号
５	福留 真一	○	輝北中学校 校長	第12条第1号
６	上假屋 愛	○	細山田小学校 P T A代表	第12条第2号
７	栢 真代	○	高隈中学校 P T A代表	第12条第2号
８	折尾 龍作	○	高隈小学校 P T A代表	第12条第2号
９	上山 將吾	○	笠野原小学校 P T A代表	第12条第2号
10	上川 裕美	○	輝北中学校 P T A代表	第12条第2号
11	原田 学		学校薬剤師	第12条第3号
12	上宮田 優子		管理栄養士	第12条第3号

○鹿屋市立吾平学校給食センター運営委員

番号	氏 名	新任	役 職 名	委嘱根拠(施行規則)
１	平山 淳郎	○	吾平小学校 校長	第12条第1号
２	有留 盛昭	○	下名小学校 校長	第12条第1号
３	上村 勉		吾平中学校 校長	第12条第1号
４	神田 忠博		吾平小学校 P T A代表	第12条第2号
５	栗原 弘和	○	下名小学校 P T A代表	第12条第2号
６	兒島 依里奈	○	吾平中学校 P T A代表	第12条第2号
７	松元 愛佳		吾平小学校 給食担当者	第12条第3号
８	日高 咲	○	下名小学校 給食担当者	第12条第3号
９	網屋 恵利子		吾平中学校 給食担当者	第12条第3号
10	井料 忠久		学校薬剤師	第12条第3号
11	貴島 正勝		吾平地区民生委員児童委員協議会会長	第12条第3号

議案第 8 号

鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第 2 号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市公民館条例第 6 条に基づく委員を新たに委嘱したいため、本案を提出するものである。

鹿屋市公民館運営審議会委員名簿（案）

任期：令和8年7月1日～令和10年6月30日

番号	前委員			新委員	
	区分	氏 名	役 職	氏 名	役 職
1	学校教育関係	伊藤 太 (60)	市小中学校校長協会 寿北小学校長	【R8 新規】 桑鶴 直幸 (60)	市小中学校校長協会 輝北小学校長
2		本田 洋一郎 (65)	市幼稚園協会 南部幼稚園長	本田 洋一郎 (66)	市幼稚園協会 南部幼稚園長
3	家庭教育関係	<u>遠矢 尚美 (55)</u>	市PTA連絡協議会 副会長	【R8新規】 <u>小牧 エミ (50)</u>	市PTA連絡協議会 副会長
4		<u>池田 真理 (47)</u>	子育て支援関係者 スクールソーシャルワーカー	<u>池田 真理 (48)</u>	子育て支援関係者 スクールソーシャルワーカー
5	社会教育関係	<u>宮下 恵子 (67)</u>	市子ども会育成連絡協議会 会長	<u>宮下 恵子 (68)</u>	市子ども会育成連絡協議会 会長
6		宮田 智紀 (32)	市青年団連絡協議会 副会長	【R8 新規】 濱田 快斗 (27)	ユースリーダークラブ 会長
7		<u>濱田 寛子 (75)</u>	市文化協会 会長	<u>濱田 寛子 (76)</u>	市文化協会 会長
8		大迫 努 (74)	市高齢者クラブ連合会 副会長	大迫 努 (75)	市高齢者クラブ連合会 副会長
9		上籠 司 (74)	市町内会連絡協議会 会長	上籠 司 (75)	市町内会連絡協議会 会長
10		小林 宗生 (81)	地区生涯学習推進協議会（鹿屋） 会長	【R8 新規】 上西 孝二 (73)	地区生涯学習推進協議会（鹿屋） 会長
11		南田 武法 (71)	地区生涯学習推進協議会（細山田） 会長	南田 武法 (72)	地区生涯学習推進協議会（細山田） 会長
12	学識経験者	北村 尚浩 (56)	鹿屋体育大学教授 (スポーツ人文・応用社会科学系) 教授	【R8 新規】 中垣内 真樹 (54)	鹿屋体育大学教授 (スポーツ生命科学系) 教授
13		岩山 益男 (75)	退職校長会会員 (元寿小学校長)	【R8 新規】 村山 康二 (70)	退職校長会会員 (元吾平中学校長)
14		<u>水野 あずさ (45)</u>	市民講座、同好会講師 代表（吾平）	<u>水野 あずさ (46)</u>	市民講座、同好会講師 代表（吾平）
15		<u>高田 芽 (44)</u>	市民講座、同好会講師 代表（輝北）	【R8 新規】 <u>角 由美子 (60)</u>	市民講座、同好会講師 代表（輝北）

※下線は女性委員（6／15人）

議案第 9 号

鹿屋市立図書館協議会委員の任命について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市立図書館条例第 8 条に基づく委員を新たに任命したいため、本案を提出するものである。

鹿屋市立図書館協議会委員名簿(案)

任期：令和8年7月1日～令和10年6月30日

番号	区 分	前委員		新委員		
		氏 名	役 職	氏 名	役 職	所属団体
1	学 校 教 育 関係者	竹崎 賢一	田崎中学校校長 [R7～]	飯田 健太郎	東原小学校校長 [新規]	鹿屋市小・ 中学校長協会
2	学 校 教 育 関係者	<u>岩元 智恵美</u>	星幼稚園園長 [H22～]	亀岡 潤	星幼稚園園長 [新規]	鹿屋市私立 幼稚園協会
3	社 会 教 育 関係者	<u>遠矢 尚美</u>	市P連副会長 [R2～]	南 美和	市P連副会長 [新規]	鹿屋市PTA 連絡協議会
4	家 庭 教 育 関係者	<u>迫 睦子</u>	おはなし文庫 Po絵夢 読書ボランティア 平和学習ガイド[R2 ～]	川原 京子	おはなし文庫 Po絵夢 読書ボランティア [新規]	おはなし文庫 Po絵夢
5	学 識 経験者	関 朋昭	鹿屋体育大学教授 鹿屋体育大学 附属図書館長 [R6～]	日下 知明	鹿屋体育大学講師 [新規]	鹿屋体育大学

※ 女性委員は、全体の40%（2人）

報告（１） 鹿屋市教育委員会職員採用試験委員会要領及び鹿屋市教育振興基本計画検討委員会設置要領の一部改正について

（教育総務課）

鹿屋市教育委員会職員採用試験委員会要領 新旧対照表（第１条関係）

改正後	改正前
○鹿屋市教育委員会職員採用試験委員会要領 平成21年２月１日制定 （組織） 第３条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。 ２ 委員長は、<u>教育部長</u>をもって充てる。 ３ 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 （１） 教育総務課長 （２） 学校教育課長 （３） 生涯学習課長	○鹿屋市教育委員会職員採用試験委員会要領 平成21年２月１日制定 （組織） 第３条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。 ２ 委員長は、<u>教育次長</u>をもって充てる。 ３ 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 （１） 教育総務課長 （２） 学校教育課長 （３） 生涯学習課長

鹿屋市教育振興基本計画検討委員会設置要領 新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
○鹿屋市教育振興基本計画検討委員会設置要領 令和6年6月6日制定 （組織） 第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 2 委員長は<u>教育部長</u>、副委員長は教育総務課長をもって充てる。 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 （1） 学校教育課長 （2） 生涯学習課長 （3） その他関係課長 4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	○鹿屋市教育振興基本計画検討委員会設置要領 令和6年6月6日制定 （組織） 第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 2 委員長は<u>教育次長</u>、副委員長は教育総務課長をもって充てる。 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 （1） 学校教育課長 （2） 生涯学習課長 （3） その他関係課長 4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

報告（２） 鹿屋市教育委員会組織の変更に伴う関係例規の整備について（市長部局関係）
（教育総務課）

１ 改正目的

教育委員会事務局内に「教育部」を位置付けることから、所要の規定の整備を行うもの

２ 改正内容

「教育次長」を「教育部長」に改める。

３ 改正例規一覧（条例１、規則10、訓令２、告示５、要領３）

No	区分	例規名
1	条例	鹿屋市指定管理者候補者選定委員会条例(平成23年 6 月30日条例第16号)
2	規則	鹿屋市表彰規則(平成18年 8 月25日規則第243号)
3	規則	鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成18年 1 月 1 日規則第13号)
4	規則	鹿屋市庁議等に関する規則(平成18年 1 月 1 日規則第20号)
5	規則	鹿屋市職員労働安全衛生規則(平成18年 1 月 1 日規則第42号)
6	規則	鹿屋市職員等公務災害見舞金支給条例施行規則(平成18年 1 月 1 日規則第43号)
7	規則	鹿屋市管理職員等の範囲を定める規則(平成18年 2 月24日公平委員会規則第11号)
8	規則	鹿屋市職員の管理職手当の支給に関する規則(平成18年 1 月 1 日規則第53号)
9	規則	鹿屋市予算規則(平成18年 1 月 1 日規則第59号)
10	規則	鹿屋市土地開発基金規則(平成18年 1 月 1 日規則第65号)
11	規則	鹿屋市生涯学習推進本部会設置規則(平成23年 6 月30日規則第30号)
12	訓令	鹿屋市職員の人事評価に関する規程(平成29年 3 月27日訓令第 3 号)
13	訓令	鹿屋市災害対策本部規程(平成18年 1 月 1 日災害対策本部長訓令第 1 号)
14	告示	鹿屋市市民の声直行便要綱(令和元年11月25日告示第108号)
15	告示	鹿屋市人権教育・啓発推進会議設置要綱(平成24年 6 月25日告示第108号)
16	告示	鹿屋市D X推進本部設置要綱(令和 6 年 3 月29日告示第177号)
17	告示	鹿屋市保健福祉関係顕彰実施要綱(平成18年 1 月 1 日告示第44号)
18	告示	鹿屋市いのち支える自殺対策推進委員会設置要綱(平成30年 5 月25日告示第179号)
19	要領	鹿屋市意見公募手続（パブリックコメント）推進委員会設置要領(平成19年 4 月 1 日制定)
20	要領	鹿屋市公共施設等個別計画推進本部設置要領(平成30年 2 月13日制定)
21	要領	鹿屋市地球温暖化対策実行計画推進組織設置要領(平成31年 3 月 1 日制定)

報告（３） 鹿屋女子高等学校 第69回体育祭の開催について

（学校教育課）

1 開催日時

令和8年5月16日（土）午前9時から

※昨年度までは9月開催。熱中症対策のため、今年度から5月開催に変更

2 体育祭の様子



今年度のテーマは
乙女覚醒
〜わっぜ爆裂してうちの物語ッ刻むが〜



準備運動に
かのやカンパチロウが登場！



天候にも恵まれ、生徒たちは競技や応援に心地よい汗を流しました

3 当日の天候等

晴れ 最高気温：28.5℃（鹿屋）※気象庁

※ 熱中症による搬送・保健室対応なし

報告（４） 鹿屋女子高等学校 【文芸部】 県高校小倉百人一首かるた選手権大会 初出場３位入賞について

（学校教育課）

１ 日時及び場所

（１）日時

- ① 個人戦 令和８年５月８日（金）・１１日（月）
- ② 団体戦 令和８年５月１１日（月）・１２日（火）

（２）場所 西原商会アリーナ （鹿児島市永吉一丁目）

２ 結果

- （１）個人戦 優勝・準優勝・３位
（初段認定の部）
- （２）団体戦 ３位

３ 地元テレビ局による報道

（１）放送局・番組名

鹿児島読売テレビ
「KYT news every. かごしま」

（２）放送日時

令和８年５月１２日（火）
１８時１５分から１９時まで
（うち３分程度）

社会

「連覇食い止めたい」高校生の競技かるた大会で新たな主役―絶対王者鶴丸に挑む

2026年5月12日 19:01



白熱 高校生の熱い戦い
小倉百人一首かるた選手権

初出場
鹿屋女子高校

豊の上での熱い戦いです。１２日、鹿児島市で高校生の競技かるた大会が開かれました。一瞬にかける高校生のまなざし。高校生の白熱の戦いを取材しました。

鹿児島市で１２日に開かれたのは、県高校小倉百人一首かるた選手権です。団体戦には初出場の鹿屋高校や鹿屋女子高校を含む、これまでで最も多い県内９つの高校が参加しました。

「競技かるた」は読み上げる上の句を聞き、下の句が書かれた札を相手よりも早く取る競技。使う札は百人一首の１００枚ある札のうち５０枚です。互いに２５枚ずつ自分と相手それぞれの陣地に札を並べ、自分の陣地の札を早くなくしたほうが勝ちとなります。

１チーム５人で行う団体戦には今大会４１連覇中の鶴丸高校や、去年準優勝の加治木高校が参加する中、躍進を見せる高校がありました。初出場の鹿屋女子高校です。４チームで争う予選リーグを３戦すべて勝利し、初出場ながら決勝トーナメント進出を決めました。

（鹿屋女子高校・尾迫 蒼空さん）
「１人１人の努力が報われて、決勝トーナメントに上がることができてすごくうれしい」

部員全員が競技歴約１年。準決勝の相手は去年この大会で準優勝の加治木高校です。強豪校相手に粘りの戦いを見せますが、１歩及ばず、４対１で敗れました。しかし、その後の３位決定戦では、国分高校に勝利し、初出場ながら見事３位入賞を果たしました。

（鹿屋女子高校・尾迫 蒼空さん）
「嬉しいですね。団体でも３位という結果で嬉しい。楽しかったです。いい引退試合になりました」

■「連覇食い止めたい」高校生の競技かるた大会で新たな主役―絶対王者鶴丸に挑む

<https://news.ntv.co.jp/n/kyt/category/society/ky7b2fe12df23f461c9c7bb86f30b3704d>

報告（５） 令和８年度鹿屋市青少年育成市民会議総会・研修会について

（生涯学習課）

1 目的

青少年の健全育成に対する市民の関心を高め、取組を充実するために、青少年健全育成に寄与する機関・団体等の情報交換を行い、互いの連携を強め、市民総ぐるみで次代を担う青少年の健全育成を推進する。

2 開催日時、場所

令和８年５月２１日（木） １５：００～１６：３０ リナシティかのや ２階 情報研修室

3 構成機関・団体

３０団体（参加：２４団体）

4 協議、決定した主な内容

(1) 実務者連絡会

- ① 目 的 構成団体間での情報共有及び連携強化を図るため
- ② 回 数 年３回（春と夏と強調月間の郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動の期間前に開催）

(2) 実践事業

- ① 事業名 『鹿屋市青少年育成市民会議が届ける・サマーベースキャンプ』
- ② 目 的 メディアから離れた生活の中で規則正しい生活とともに、人とのよりよいコミュニケーションの取り方を学び、自己肯定感や自己有用感を存分に高めていく。
- ③ 期 日 ８月３日（日）～９日（土） ６泊７日
- ④ 場 所 国立大隅青少年自然の家
- ⑤ 対 象 小学５年生～高校３年生 ２４人

5 研修会のテーマ及び概要

【テーマ】

『鹿屋の未来を拓く！市民会議が実践する多機関連携による青少年育成アクション』

【概要】

「今、子どもたちのことで気になること」「みんなでできること」「さあ、はじめの一歩」の３ラウンド（ワールド・カフェ方式）で意見、考えを出し合った。会員の方々が捉えている子供たちの実態や課題を踏まえて、各団体の「強み」を生かした取組を練った。

6 開催の様子



総 会



研修会

7 まとめ

テーマをもとに、ワールドカフェ方式で意見交換を行ったことで、それぞれの団体が、青少年育成について自分事として捉えることができた。

今後は、学期ごとに実務者連絡会を開き、ここでのネットワークを生かした市民会議としての取組を企画していきたい。